

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄方法

平成13年4月1日から「特定家庭用機器再商品化法（通称 家電リサイクル法）」により、家電4品目（洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫）のリサイクルが開始されました。

また、平成16年4月1日からは冷凍庫、平成21年4月からテレビに液晶式・プラズマが追加され、衣類乾燥機も追加され全6品目のリサイクルが開始されています。

●対象商品



洗濯機



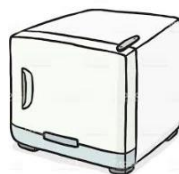
テレビ



エアコン



冷蔵庫



冷凍庫



衣類乾燥機

1 新しい製品に買替える場合

購入するお店で引き取っていただけます。収集料金については、お店に直接お問い合わせください。

2 廃棄のみの場合

(1) 購入したお店がわかる場合

購入したお店で引き取っていただけます。収集料金については、お店に直接お問い合わせください。

(2) 購入したお店がわからない、営業していない、引越等により遠方にある場合

次の小売業者協力店にて引き取っていただけます。収集運搬料金等については、小売業者協力店に直接お問い合わせください。

小売業者協力店

店舗名	住所	電話番号
ワタナベデンキ	雄武町幸町	0158-84-2448
小林無線電機工業所	雄武町魚田	0158-84-3397

3 運搬が困難な場合

- (1) 上記6品目の運搬が、困難な方は収集・運搬協力業者に直接お問合せください。

収集・運搬協力業者

業者名	住所	電話番号
雄武自工有限公司	雄武町潮見町	0158-84-2248
株式会社 イシイ機械リース	雄武町開生	0158-84-3628